

畜産部会臨時委員としての意見

はじめに、この度の台風等により被害をこうむられた酪農・乳業関係者の皆様に、心よりお見舞い申し上げたいと思います。先般、日本乳業協会においても「災害リスク管理対策」を取りまとめ、その中でも触れましたが、改めて「とも補償」のような災害発生時のソフト対策の検討も必要ではないか、と考えるところです。

さて、第4回畜産部会におけるヒアリングでも申し上げましたが、乳業者としては、わが国酪農の最大の課題は、生産基盤を維持・強化することであると考えております。本日は、その酪農生産基盤の強化とも関連しますが、需要に応じた生産及び需給の安定に加え、生乳流通の合理化等の観点から、大きく4点、意見を述べさせていただきます。

1 需要に応じた生産及び需給の安定

第1に、乳業者にとって重要な課題である需要に応じた生産及び需給の安定についてですが、繰り返しになる点を含め意見を申し上げます。

(1) 都府県における受け皿作りと牛舎スペース・公共牧場の有効活用

都府県の生乳生産の減少傾向に歯止めがかからない中、飲用向けの需要に対して不足する生乳を北海道から移送していますが、運べる量がほぼ限界に達しています。一方で、官民を挙げた努力により乳用後継牛が増加しつつあることから、都府県におけるこれらの受け皿づくりを行うとともに、生乳生産の維持拡大につなげることは喫緊の課題であると考えます。

初妊牛価格が高騰する中、都府県の酪農経営においては、空き牛舎・スペースが多くなっていると聞きますので、このような酪農経営においては、まずは牛舎を埋めていただき、生産基盤を有効に活用していただきたいと考えます。

加えて、例えば、公共育成牧場の拡充や離農者・跡地の育成事業への転換・活用など、乳用牛の育成基盤の強化も必要と考えます。

(2) 加工乳・乳飲料による代替供給の検討

また、北海道から都府県向けの生乳供給の安定化を図る観点から、飲用向け生乳の最需要期においては、学校給食用牛乳を含めた「加工乳・乳飲料」での代替供給についても、検討する必要があると考えます。

(3) 北海道の乳製品需要に対する生乳供給のあり方

一方、これまでの都府県への飲用向け生乳の最優先供給により、北海道の乳製品工場においては、強い需要のある国産バター等の乳製品向け生乳が不足しています。このため、飲用向け・乳製品向け双方の需要を勘案したバランスを保った生乳供給のあり方について、検討が必要であると考えます。加えて、都府県への飲用向け生乳等の供給が増加する中で、輸送方法や需給調整に係る追加コストの負担のあり方についても、検討や指導が必要であると考えます。

(4) 行政への期待

なお、新たな生乳流通制度により生乳の出荷先が多角化し、需給調整の責任主体が増加していることから、国はこれまで以上に需給調整に係る監視機能を強化し、市場に混乱をきたさないよう適切に指導・支援していただきたいと考えます。

(5) 中長期的に想定され得る需給緩和の未然防止及び対応策

また、TPP11 等による乳製品の輸入の増加、関税の段階的削減に伴うチーズ関税割当制度の実効性低下等により、何の備えもない場合、中長期的には、需給緩和という事態も想定されます。チーズの需要は着実に拡大していくと見込まれる中、こうした事態を未然に防ぐため、直消用ナチュラルチーズの需要拡大への対応という「攻め」と、関割制度の実効性低下による需給緩和の防止という「守り」の観点から、製造余力のあるチーズの生産に生乳を仕向ける等、対応の方向性を明確化する必要があると考えます。例えば、チーズ向け生乳の高品質化を支援している「国産チーズ生産奨励事業」を見直し、関税割当比率の緩和を含めこうした目的に沿った対策に組み替えることなどが考えられます。

なお、併せて、緊急時のセーフティネットの構築という観点から、いわゆる「ナラシ」と補助事業としての「調整保管事業」のほか、より効果的な需給緩和対策を検討・構築しておく必要があると考えます。

2 生乳流通の合理化

第2に、生乳流通の合理化については、指定団体や乳業者が自主的に対応することが基本になりますが、乳業者としての基本的な認識・考え方を中心に意見を申し上げたいと思います。

（１）指定団体の評価

指定団体は、①生乳の安定供給、②生乳流通の合理化、③安全安心な生乳の確保、④災害発生時などの緊急時の対応等の重要な役割を担っています。安全で高品質な牛乳乳製品を消費者の皆様へ安定的に提供する上で、こうした機能を適切に発揮できる指定団体は、乳業者にとっても、重要な存在であると認識しています。

国会決議にもあるとおり、こうした指定団体の機能を維持するためには、新たな酪農制度の下で、二股出荷などにより指定団体以外の事業者が生乳を出荷・販売する生産者が「いいとこ取り」をし、指定団体にそのしわ寄せがいくことのないよう、国にはしっかりと監視していただくとともに、必要に応じて運用の改善を図っていただきたいと考えます。

（２）集送乳の合理化

また、酪農経営体数が減少傾向にあり、特に多くの都府県においては、酪農家は点在しているとしか言いようのない状況の中で、生乳を購入する立場からも、集送乳の合理化は喫緊の課題であると認識しています。こうした認識の下、現行の基本方針においても、「集送乳業務の指定団体への集約や一元管理への移行を進めるなど、指定生乳生産者団体の一層の機能強化と生乳流通コストの低減を図る」とされています。

誤解を恐れずに言えば、酪農乳業としては、こうした基本方針が示されている中で、国が示した新たな酪農制度（指定団体及びその一元集荷機能を事実上廃止）について、整合性・方向性の観点から困惑しているというのが実情です。集送乳の合理化という観点から、これらの考え方や対応の方向性について、改めて整理する必要があると考えます。

（３）乳業の再編・合理化

一方、TPP11 や日 EU・EPA 等により国際化が進展している中で、輸入乳製品に対抗するためには、酪農ばかりでなく乳業としても、品質やコスト面での競争力の強化が必要であると考えます。さらに、今後、わが国の人口が減少傾向で推移すると見込まれること等を踏まえ、輸出を視野に入れた場合、特に中小乳業を中心として、衛生面での高度化や稼働率の向上のためにも乳業再編は不可欠であると考えられます。また、乳製品工場については、輸入乳製品との競争力強化の観点からも、乳業間の連携による製造受委託の推進や協業型工場の新設なども視野に入れた再編を検討する必要があると考えます。

しかしながら、個々の独立した経営体を自主的に再編するのは非常にハ

ードルが高いので、国による支援を継続いただくことが必要だと考えます。

（４）製造販売経費の目標

なお、国が毎回設定する製造販売経費の目標については、輸入乳製品との競争や国産乳製品の輸出の観点からも重要であると認識しているものの、生乳の生産量が減少傾向を続けている中では実現が非常に困難です。したがって、こうした観点からも、生乳の生産目標については、前回よりも高いインパクトのある水準に設定し、乳製品工場の稼働率を向上させることによりその達成が可能となるよう、整合性のある目標設定が必要であると考えます。

ちなみに、ヒアリングで申し上げた 800 万トンという目標を達成するためには、生産量を毎年 1% ずつ 10 年間伸ばしていけば達成可能な水準であることに留意願いたいと思います。

３ 消費者ニーズへの対応

第 3 に、消費者ニーズへの対応について、乳業者としての基本的な考え方や意見を申し上げます。

（１）牛乳乳製品の安全性の確保

乳業者としては、消費者の皆様安心して国産の牛乳乳製品を選んでいただけるよう、生産者による高品質な生乳生産を前提として、引き続き品質の向上に努めてまいります。来年 6 月に施行（義務化はその 1 年後）される HACCP の制度化への対応としては、各種講習会の開催を通じて、衛生管理水準の向上に努めてまいります。

（２）乳の価値向上

また、牛乳乳製品の消費行動や嗜好の変化に柔軟に対応して新商品の開発等を進め、乳の有する価値の維持・向上に努めてまいります。加えて、酪農・乳業による質の高い生乳及び牛乳乳製品の生産努力が毀損されることのないよう、「適正取引推進ガイドライン」等を踏まえた取引を推進してまいります。

このため、行政には、引き続き乳業者の自主的な取り組みを支援いただくとともに、小売側への働きかけや指導もお願いいたします。

（３）学校給食用牛乳

一方、学校給食用牛乳については、児童及び生徒の牛乳飲用習慣の定着

化を通じて酪農の振興にも貢献していますが、子供は味の変化に敏感であることから、しばしば風味変化の問題が発生しています。また、地域により、学乳事業の運用や取引のあり方に様々な課題が生じています。酪農・乳業としては、できる限り自主的に対応策の検討を進めてまいり所存ですが、行政には、引き続き適切な指導をお願いいたします。

（４）食育等による酪農や牛乳乳製品に対する理解の醸成

酪農・乳業は、牛乳乳製品の生産を通じて国民の食と健康に貢献しているほか、飼料生産を通じた国土の有効活用、景観の形成、食品残渣や堆肥の利用等による資源循環への貢献、雇用の創出による地域の活性化などの多面的な機能を有しています。酪農のステータス向上による後継者の確保、乳の価値向上、さらには風味変化問題発生抑制のためにも、消費者の皆様に対して、こうした多面的な機能の理解醸成を図る活動は重要であり、引き続き、酪農・乳業関係者による酪農教育ファームや食育活動を推進する必要があると考えています。

４ 国際環境の変化への対応

最後に、国際環境の変化への対応について申し上げます。

（１）輸入乳製品との競争力の確保

国際化の進展に対応して、酪農・乳業としては、生乳から製品までの品質の維持・向上を図るとともに、革新的でわが国ならではの新商品の開発を図り、消費者の皆様から選ばれる牛乳乳製品を生産していく必要があると考えています。また、価格競争力のある輸入乳製品との競争力を確保するためには、酪農・乳業のコスト低減努力も必要であると考えます。こうした取り組みに加え、乳業工場の衛生水準の向上や再編にも取り組み、輸入乳製品に対する競争力の強化に努めてまいります。

（２）輸出等海外事業の強化

一方、国内の生乳生産が減少傾向で推移し、需要を満たしていない中で、わが国酪農乳業が優先的に取り組むべき課題は、生産基盤の強化と、それに伴う国内の消費者の皆様への需要に応じた牛乳乳製品の安定供給だと考えます。

しかしながら、今後、わが国の人口が減少傾向で推移すると見込まれる中で、乳業としては、海外事業の拡大も重要だと考えています。海外事業としては、現地生産に加え、わが国の高品質な生乳で生産された牛乳乳製

品の輸出も重要であると考えており、まずは地理的に近いアジア諸国・地域向けを中心に展開しているところです。ただし、輸出に当たっては、民間企業による努力もさることながら、輸出先国の求める衛生条件がネックとなっていることが多いことから、行政当局間における輸出解禁や輸出条件緩和に向けた検疫協議も積極的に進めていただくようお願いいたします。

以上、需要に応じた生産及び需給の安定に加え、生乳流通の合理化等の観点から、乳業者としての意見を申し上げました。